

学会発表
道徳の教科化とキリスト教系私立学校の苦悩〔発表
全文〕

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2016-02-01 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 中村, 英 メールアドレス: 所属:
URL	https://tohoku-gakuin.repo.nii.ac.jp/records/522

道徳の教科化とキリスト教系私立学校
の苦悩〔発表全文〕¹

中 村 英

この間の道徳の教科化²(以下単に「教科化」とすることあり)に教育学の論ずべき問題があること、そうであればこそ、当学会で明日シンポジウム³が企画されていることは、ご承知のとおりです。この発表では、教科化をめぐる議論の一部として、宗教系私立学校、とくにキリスト教系私立学校に特有の⁴、したがって量的にはごく一部にとどまるが⁵、質的には取り上げる意義を主張できるであろう問題を扱います。以下、第1に、キリスト教系私立学校に生じている苦悩とも呼べる事態を紹介し、第2に、道徳を宗教で代替できるとする(これは本年3月の関係規定等改正の前提と判断される理解に基づくなら、学校教育法施行規則(以下単に「規則」とすることあり)に明示されているのは、従来は「道徳」の時間、今後は学習指導要領(以下単に「指導要領」とすることあり)によって「道徳科」とも言い換えられる「特別の教科である道徳」の時間を、宗教の時間で代替することを許す)仕組み(以下「代替システム」とすることあり)

¹ これは、日本教育法学会第45回定期総会における自由研究発表（2015年5月30日）の原稿に最小限の修正を加え、2015年7月現在で注を付したものの。なお、この発表の要旨は同学会の年報45号（2016年3月発行予定）に掲載予定。

² 教科化をめぐる動きは以前からあった。「この間」として、ここでは第2次安倍内閣の成立した2012年12月以降を考えている。

³ 2015年5月31日午後の公開シンポジウム「道徳教科化の教育法的検討」

4 このような主題の限定から、教育基本法2条の目標の意味、教育課程編成権の所在、学習指導要領の法規性等々、道徳およびその教科化をめぐる議論となり得る一般的な論点を本稿では原則として扱わないが、こうした論点の意味を否定する趣旨ではない。

5 検討対象となる学校の量的比率を、2014年の学校基本調査で確かめれば、宗教色のないものを含めた私立すべてであっても、学校数比、児童・生徒数比のいずれも、小学校で全体の約1%、中学校でも全体の約7%である。

とあり)の不安定化が、上記苦悩の主要な根源であるとの判断から、この仕組みを法的に検討します。議論の深化を願ってのことです。

(1) キリスト教系学校の苦悩

(A) 道徳と宗教の不整合？

私立の中学校や高校で宗教を正式教科にできることは、遅くとも、教育職員免許法の改正で宗教が教職免許状授与の対象教科と認められた1951年以降、まず免許法のこの規定⁶の論理的な前提として、また同年の指導要領の記述⁷によって、示されています。さらに、こうした中学校や高校の場合と扱いを異にして、小学校に関してだけ宗教を教科にできないとする特段の事情はうかがえないことから、ここでも教科にできることにされたものと推測されますが、小学校の宗教科について免許法は触れるところがなく、1951年の指導要領の中でも教科として明確な記述はありませんでした⁸。いずれにせよ、道徳のための特別の授業時間を設けず、学校のす

⁶ 当時の教育職員免許法4条6項(現在の同法4条5項)1号および2号が、昭和26年〔1951年〕3月31日法律113号によって改められ、教科としての「宗教」が追加された。昭和20年〔1945年〕10月の文部省訓令8号は、私立学校に宗教教育を認めたが、それは、「生徒ノ信仰ノ自由ヲ妨害セザル方法ニ依ル」ことなど他の条件を付すとともに、「正課ノ外」の教育としての承認であった。中村英「〔訓令八号〕検討の諸課題」東北学院大学論集・法学部62号(2004年)169頁～179頁参照。さらに慎重な調査が必要だが、「基督教教育新聞」41号(1951年8月1日)には「宗教正課決定により、教職員免許法〔ママ〕の一部が改正され、キリスト教学校でも、これまで社会科の一部として教えるか、あるいは、課外として取扱っていた聖書が、今度から聖書科として正科〔ママ〕に繰入られることになったので…」(引用は『キリスト教学校教育同盟百年史 資料編』(2012年)202頁のテキスト)、という記事があるようである。また、中学校に関しては同様の趣旨を述べつつ、高校については免許法の改正を待たずに「その他特に必要な科目〔ママ〕」として実施できていたとする記述が、『基督教年鑑』(1951年11月刊)34頁にある。

⁷ 宗教が教科とされるのは、1951年の指導要領において、高校についてはⅡ3.の中の「(4)その他特に必要な教科」として、中学については、若干疑問が残るが、Ⅱ2.の中のおそらく「(1)(e)その他の教科」としてであると思われる。

⁸ このため、小学校での宗教は、1958年の規則改正を経た現在でも教科とされていないという理解、例えば、道徳教育の充実に関する懇談会第4回(2013年6月20日)配付資料1に示された貝塚茂樹委員の理解がある。これに対し、伊藤悟「聖書科の成立とそのカリキュラム」〔青山学院大学〕キリスト教と文化26号(2011年3月刊)141頁～160頁は、真意をくめば、少なくとも規則旧24

すべての教育活動を通じて道徳教育を行うという、戦後続いていた仕組みが一部変更され、1958年秋に、専用の時間で実施される道徳、いわゆる特設道徳が追加される形で小中学校に導入されました。この点同時に、私立には代替システムが導入されたのですが、それは、規則（当時の24条）にこの点を明示した規定を加えることによって、教科ではない道徳の時間を、教科である宗教の時間⁹で代替できる仕組みが導入されたということになります。

さて、1958年秋から今日まで、あと数年で60年を迎えようとしていますが、報告者の調査不足でこの間の経過を詳らかにできません。しかし、当初はキリスト教系私立学校による道徳教育の検討作業もあったようで、例えば、プロテスタント系学校の全国組織である「キリスト教学校教育同盟」は、代替システム導入前だけでなく、1960年代のはじめ、つまり導入後にも、道徳教育のあり方を何度か取り上げ全国的な講演会や研修会などを行っていました¹⁰。

条の改正以降は、小学校について、聖書科（「宗教」科に付された名称）の「教科としての存在が確立することになった」（142頁）としているようである。ただし、同教授は、別稿『聖書』は『道徳』の代替か」キリスト教と文化29号（2014年3月刊）39頁～58頁の46頁の表中で、小学校の聖書が教科ではないとする趣旨の表示（小学校の聖書が教科かどうかを示す欄に×の表示）をしていることから、その真意には疑問が残る。

⁹ 仮に、小学校について宗教は教科ではないという、前注に紹介した理解を採用すると、現行条文で言えば、規則50条2項にある小学校に関する宗教は、教科ではない宗教、同条同項を準用する79条によって中学校に関して準用される場合の宗教は、教科としての宗教ということになる。発表者はこうした不釣合いからも、現行法制は小学校の宗教を教科として置くことを認めていると理解する。ただし、過去の授業の実態等をも含めたさらなる調査は必要であろう。

¹⁰ 黒川信也「キリスト教学校教育同盟中高部会の教育研究活動（I）—1947年より1979年まで—」キリスト教学校教育同盟百年史紀要3号（2005年）25頁～39頁、特に32頁、33頁および36頁参照。例えば、36頁には、1964年3月31日から4月2日にかけて〔記録中には両日付をつなぐ「～」の印が無いが、他年度の研究会日程と比較し、4月1日にも実施されたものと中村が判断した〕「キリスト教主義学校における道徳教育」という主題で「中高研究集会」があり、講師には日高第四郎・国際基督教大学副学長と大内進・文部省初等中等局視学官の名がある他、参加者4名の研究発表があり、42校から97名の参加があったとされている。

代替システムに関連して近時注目されたのは、2013年春から活動を始めた「道徳教育の充実に関する懇談会」（以下単に「懇談会」とする）の同年6月の会議でした。当日配付の文書によれば、あるメンバー（貝塚茂樹委員）は、教科化を見越して「教科化された「道徳」と「宗教」の制度的な整合性をどう整えるか。」「宗教」の教員免許、学習指導要領（解説）、教科書はどうするのか。」という問いを発したのです¹¹。さらに同じメンバーは後日の懇談会で、代替システムには「基本的に賛成」としつつ、「宗教で使用する教材（教科書）の内容について学習指導要領に準じた「ガイドライン」と「今後作成される道徳の検定教科書の検定基準・執筆基準に準じた「ガイドライン」の策定について検討が必要である、と補足しています¹²。

（B）「キリスト教教育の存続の危機」

懇談会は2013年12月に報告を出し、そこでは、代替システムを「引き続き尊重する方向で検討することが適当」だとしました¹³。その後は、中教審もその下部組織も、2014年10月の中教審答申もこの問題を扱わず、結局本年2015年3月の規則等の改正時にも特別な手直しはなく、代替システムは維持されています。

ただし、代替システムが継続されたとしても、今回の教科化に続く近い将来において、教職資格取得に必要な道徳関係単位数が増加されることな

¹¹ 注8に引用した懇談会第4回の配付資料1参照。

¹² 懇談会第9回（2013年11月11日）の配付資料2-2参照。なお、同じく第9回の配付資料2-1も参照。第5回の4、第6回の3、第7回の4、第8回の4とそれぞれ資料番号を付され、「これまでの主な意見」をまとめた配付資料中には、本文に引用した補足部分に該当する内容がない一方、第9回の資料2-1にこれが掲載されていることから、補足部分が実際に懇談会で発言されたのは、当日の議題の1として「道徳教育充実のための改善策について（1）教材・教科書の取扱いについて（2）新たな枠組みによる教科化について」を扱ったとされる第8回（2013年10月17日）においてであろう。つまり、貝塚委員は第8回において口頭で表明した意見を、第9回において、文書資料としても提出したものと推測される。

¹³ 「今後の道徳教育の改善・充実方策について（報告）」（2013年12月26日）15頁。

どを予想した上での、キリスト教系大学における負担増（もっともこの点はキリスト教系大学に特有の問題とは思えませんが）や、教育実習生全員に対する道徳の授業の実習義務化を予想した上での、そもそも道徳の時間を設けていないキリスト教系小中学校において教育実習を実施することの困難などが、生じうる難問として、すでに指摘されています¹⁴。

キリスト教の信者数や関係学校への入学者数の停滞や減少、関係学校における信者教員比率の低下等といった全般的な傾向と重なり、教科化およびその進展がキリスト教系学校の宗教教育に打撃を与えるという予測¹⁵には相応の説得力があるようです。キリスト教関係者の教科化への反応も実に迅速で、発表者が記録で確かめることのできた最も早い動きは、教育再生実行会議の提言の翌月である2013年3月¹⁶です。その後、例えば、

¹⁴ 町田健一教授（当時国際基督教大学教授・現在北陸学院大学学長）は、すでに2013年11月のキリスト教学校教育同盟第55回学校代表者協議会で教科化の持つ問題を提示し（その概要は、この同盟の機関紙「キリスト教学校教育」2014年1月15日号3面。記事タイトル「『道徳教科化』の動きとキリスト教学校」を参照。同紙は、この同盟のホームページで閲覧可能）、後に同教授は別稿「キリスト教学校と道徳の教科化―問い直される幼・小・中・高における聖書科カリキュラムと教員養成・研修―」北陸学院大学・北陸学院短期大学部研究紀要7号（2014年度）1頁～9頁の特に8頁の注2で、本稿本文に触れた問題を指摘している。注8に引用した伊藤悟「『聖書』は『道徳』の代替か」53頁、および大川洋「道徳の教科化とキリスト教教育」〔日本キリスト教教育学会紀要〕キリスト教教育論集23号（2015年）208頁～212頁の特に212頁も参照。

¹⁵ 上記注14引用の新聞の町田教授の記事中で、これは字数制限のための簡略な記述であることを承知した上で読むべきものであろうが、「・道徳が教科化されたら（代替が認められず）、別に聖書の時間を確保できるか?・道徳の教科化が進み「聖書科」がなくてもすむようになると、キリスト教学校に「牧師」待遇で教員枠と別に招聘できない学校は、「聖書」教師として牧師を学校に採用できない（経済的に切られる）のでは…」などとされている。また町田教授は、同じく注14で引用した別稿「キリスト教学校と…」の2頁で、代替システムが維持され、そのシステム採用を前提としても、「当面、キリスト教学校の聖書科は維持されると安堵する向きがあるが、道徳的内容を含めるかの問題、「宗教」と「道徳」の教員免許状あるなしの違いや担当教員への期待の問題、教員養成カリキュラムの問題等、様々な現実的な不満が噴出する危険が明らかである。」としている。

¹⁶ キリスト教教育学会のニューズレター58号5頁によれば、同学会の「キリスト教学校の教員養成・研修」研究部会が2013年3月25日に開催され、その会合の「後半で『道徳の教科化』の問題を扱い、真剣な討論がなされ」た。なお、同学会としては、理事会名で同年7月20日付の要望書（「教育再生実行会議第一次提言書における『道徳の教科化』提言に関する要望書」）を、文科省初等

2014年3月に発行されたある紀要で、プロテスタント系教育の関係者は、周囲に広がる不安を、訓令12号(=「官立公立学校及学科課程ニ関シ法令ノ規定アル学校」での宗教教育を禁じた1899年の文部省訓令)¹⁷発令時のようだとする趣旨の記述をしています¹⁸し、上にも引いたキリスト教学校教育同盟は2014年11月の公的な会議のテーマ中に「キリスト教教育の存続の危機」という言葉まで使いました¹⁹。教科化への対応のためプロテスタントとカトリックが合同で大規模な研修会を2014年秋に開催し、2015年秋にも同様の催しを予定しています²⁰。彼らには、今回維持された代替システムそ

中等教育局長と懇談会座長あてに出し、代替システムの維持等を求めている(同学会ニューズレター59号9頁)。この要望書のテキスト全文は注14に引用した町田「キリスト教学校と…」4頁にも掲載されている。さらにこの町田論文の4頁～5頁によれば、要望書のコピーはキリスト教学校教育同盟や日本カトリック学校連合会にも送付され、「日本カトリック学校連合会は、日本カトリック学校教育委員会、日本カトリック小中高連盟の連名により文科省に同様の要望書を提出した(2013年10月1日付)。」

¹⁷ 明治32年(1899年)文部省訓令12号については、平塚益徳『日本基督教主義教育文化史』(1937年)〔後に、『平塚益徳著作集』I(1985年)3頁～111頁にも所収〕、石田加都雄「明治三二年文部省訓令第一二号宗教教育禁止の指令について」清泉女子大学紀要8号(1961年)41頁～69頁、久木幸男「訓令一二号の思想と現実(一)～(三)」横浜国立大学教育紀要13号(1973年)1頁～23頁、14号(74年)34頁～49頁、16号(76年)69頁～90頁、佐伯友弘「明治32年私立学校令の成立過程」日本の教育史学28号(1985年)33頁～53頁、高瀬幸恵「訓令第12号と教育同盟の結成」キリスト教学校教育同盟百年史紀要2号(2004年)71頁～90頁など参照。訓令はたしかに宗教教育抑圧的なものであった。ただし、上に引いた諸論稿に明らかなおと、関係私立学校は宗教教育の維持のために各種の工夫等を行い、実際にその一部を維持した。1899年から1945年まで禁止が貫徹され続けたわけではない。

¹⁸ 注8引用の伊藤悟「『聖書』は『道徳』の代替か」の53頁は、「まさしく道徳教科化はキリスト教学校のエデュケーション現場を震撼させ、まるで文部省訓令第12号発令の出来事を想起させるほどの不安を与えるかに思われる。」としている。ただし、同一筆者は、上記記述の公表1年後(2015年3月)に「道徳教科化は、少子化をはじめとする様々な現代的課題に直面するキリスト教学校にとって、…〔中略〕…キリスト教学校教育の根幹を揺さぶるほどの大きな課題であるが、しかし一方、キリスト教学校が自らの使命や在り方について、教育理念に立つて根本的に省察するきわめて大きなチャンスとも言えるであろう。」(伊藤悟「キリスト教学校における『道徳教科化問題』の切り口」キリスト教と文化30号(2015年3月刊)63頁～84頁の68頁からの引用。同趣旨の記述は同稿75頁～76頁にもある。)としている。

¹⁹ この同盟の機関紙「キリスト教学校教育」2014年10月号1面は、同年11月の学校代表者協議会の主題を「キリスト教主義学校におけるキリスト教教育の存続の危機に際して」としたことを報じている。

²⁰ すでに本文に述べた、キリスト教学校教育同盟(プロテスタント系)と日本カ

のものも、将来どうなるかは確かではない²¹、また、道徳教育の充実が今後幼稚園や高校にも向かうという認識があるようです²²。こうしたいわば代替システムが不安定化する状況こそ、発表者がキリスト教系私立学校の苦悩という表現を用いた所以なのです。

(2) 代替システムの法的検討

(A) 代替システムの解釈論

教科化で生じた、あるいは今後生じるであろう私立学校特有の問題は、直接間接に代替システムにつながり、したがって問題の解明のためにはこのシステムそのものの検討が不可欠です。

(i) 代替システムの合法性？

教科化以前の道徳の時間であっても、教育課程内の必須の一領域でしたし、今後は特別の教科とされます。他方、日本の憲法や法律には、一部の外国の法律のように²³、私立学校に限って教育課程を一定の手続きの下に特別扱いすることを明文で定める規定は、宗教教育に関する間接的な記述（憲法20条3項、教育基本法15条2項）を別として存在しないようです。したがって、代替システムの合法性は、憲法や法律の明示的な規定やそれに基づく

トリック学校連合会は、その協同作業のための継続的組織として「キリスト教学校教育懇談会」を有しているが、この教育懇談会名義の「第12回講演会」が2014年11月24日に東京の青山学院高等部で開催された。当日の講師は、国際基督教大学准教授の大川洋氏であった。2015年の同趣旨の講演会の日程は11月23日で、大阪のプール学院での開催が予定されている。

²¹ 注14引用の町田「キリスト教学校と…」は、5頁で『『代替』の現状維持は可能か?』という問を發し、また必要な場合の対応として「私学にも、『宗教』が代替とならず『道徳』の設置が求められた場合の課題」という見出しの下に何点かの検討を行っている。

²² この点は、中教審の答申（2014年10月）自体が「幼稚園、高等学校、特別支援学校における道徳教育の充実」として明言するところだが、注14引用の町田「キリスト教学校と…」は、6頁で「幼稚園・高校問題」という項目を立て、そこで「現在の高校に『宗教の代替』規定〔中村の用語でいう「代替システム」を認める規定〕はない」ことを指摘し、これを「キリスト教学校の課題となろう」としている。

²³ 単に一例にとどまるが、たとえば、カナダ・ケベック州の私立教育法（Loi sur l'enseignement privé, RLRQ, c.E-9.1）の32条参照。

手続きを単に指し示すといった作業では処理できません。そうではなく、第1には、私立学校の自主性および特性、並びに父母等の信念に従った宗教教育・道徳教育の確保（教育基本法8条、私立学校法1条、経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約13条3項など）によって、第2には、公立にあって学校の教育活動全体で行うべきとされる道徳教育の目標²⁴が、私立学校全体で行う宗教教育による代替（一般的には、より正確に言うなら、宗教教育による一部代替と一部の道徳教育とを合わせたもの）によっても達成できるということ、という計2つの正当化が必要なのでしょう。そして、この第2の正当化、つまり同等性とでも呼べる正当化への理解を得るためには、① 道徳教育のどの部分を宗教教育によって代替するのか、② 宗教によって代替しない、あるいはできない道徳教育の部分は道徳教育としてどのように実施するのか（なお、この点例えばキリスト教教育の関係者は、本年3月の改正前の中学校道徳の内容項目を前提に、「第4領域の（7）愛校心、（8）郷土愛、（9）日本人としての自覚、文化の継承と創造の3項目は、聖書科でカバーするのは難しいが、学校教育全体では十分カバーできる」としています²⁵）、③ 道徳教育に代替した宗教教育は、これまたそのどの部分を宗教の時間が分担し、それ以外の部分をさらにどの教育活動が分担するかを明らかにする必要があるはずでしょう。そして、この同等性を明らかにする責任は、例外的措置を採用するという事柄の性質上、私立学校の側が負担することになると考えるのは、やむを得ないもののようによい思われます²⁶。

²⁴ 小中学校における道徳教育の目標と関連の深い現行法令上の規定は、教育基本法2条、学校教育法21条、30条（小学校）、46条（中学校）であり、道徳教育（および道徳科）の目標を直接示しているのは指導要領である。ただし、ここに示した各規定等の具体的内容の適切性等については、すでに注4に書いたとおり、本稿では検討の対象としない。

²⁵ 注14引用の町田「キリスト教学校と…」の6頁と7頁参照。

²⁶ 鈴木勲『逐条学校教育法』（学陽書房）は1958年の規則改正から22年後の1980年に初版が出版されたものだが、初版以来、「宗教をもって道徳に代えることができるということは、宗教教育自体をもって機械的に道徳教育に代えるという扱い方ではなく、学習指導要領で示す道徳のねらいや目標、指導すべき内容を取り入れた宗教教育について、その限りで道徳に代えることができるという意味である。」（初版150頁。2002年の第5次改訂版145頁、2009年の第7

(ii) 一部代替か全部代替か？

ここでは規則の条項を直接の素材にして、代替システムをより詳しく確認しましょう。教育基本法改正をうけた2007年の規則改正²⁷を経て、1958年の導入時と比べてその条名こそ変わっていますが、関係規定の実質的な内容は当初のままです。

以下規定の引用は小学校に関するものとどめ、準用箇所については原則として省略することになると、まず第1は規則（正式に表記すれば学校教育法施行規則）50条2項です。同項前段は、私立にあっては教育課程に宗教を加えることができるとし、同項後段は、宗教を加えた場合、宗教をもって道徳に代えることができるとしています。なお、今見た規則上の「宗教」や「道徳」という言葉が、学校全体で行う宗教教育や道徳教育の全体のことではない、とする発表者の理解はすでに述べたところです。

さて、第2の根拠規定は、「授業時数」に関する規則51条を受けた別表第1備考3号です。この備考3号は規則「第50条第2項の場合において、道徳のほかに宗教を加えるときは、宗教の授業時数をもつてこの表の道徳の授業時数の一部に代えることができる。」としています。したがって一見すると規則50条2項では単に「代えることができる」とするのに対し、この別表第1備考3号では「一部に代えることができる」としているようで、両者の整合性に疑問が生じるかもしれません²⁸。ただ、それは生じるべきではない疑問だ、とするのが発表者の理解です。1958年の指導要領

次改訂版274頁も同文）としている。この記述の基本姿勢は本稿本文と同じとも受け取れるが、ただし、この記述内容を文字通りに運用することは、私学の自主性、独自性等を毀損する結果となる恐れがある。

²⁷ 2007年（平成19年）文部科学省令40号による改正。

²⁸ 整合性への疑問の例として、注18に引用した伊藤悟「キリスト教学校における『道徳教科化問題』の切り口」の79頁における次の記述参照。「道徳時数の一部として宗教を取り扱うという理解であるが、学校教育法施行規則の条文との間には少なからず解釈の乖離がみられる。すなわち、『宗教をもって道徳に代えることができる』と『道徳の授業時数の一部にかえることができる』は明らかに異なる見解である。」とする。

も明示するように²⁹、別表第1備考3号が問題にしているのは、「宗教の時間と道徳の時間とを合わせて設けている」学校についての話であり、道徳が宗教によって代わることにより全面的に置き換わり、道徳の時間が無くなった場合を問題とはしていないからです。つまりそうするかどうかは関係学校の判断ですが、現行法令は規則50条2項によって、道徳の時間をすべて宗教の時間で代替することを許しています³⁰。

なお、これを規則の条文解釈として、さらに補足すれば、以上の点の説明方法は2つあると思いますが、結論は同じです。第1の説明は、別表第1備考3号の文言は、規則50条2項前段を受けたものであり、宗教を追加した結果、道徳と宗教が並立している状態を前提とした規定と読み、これに対し50条2項後段の場合は、宗教をもって道徳に代える、すなわち全面的な代替を規定していて、別表第1とは関係しないと理解するものです。第2の説明は、規則50条2項後段は全部代替だけでなく一部代替の場合も規定するものだが、この内、一部代替の結果、授業時間についても一部に限って代替することになる場合を規定するのが別表第1備考3号であると考えられる理解です。

²⁹ 道徳についての同年8月の告示を組み込んだ同年10月の告示による小学校指導要領第1章総則、第1教育課程の編成、3特例(1)は次のとおり。「私立の小学校においては、教科、道徳、特別教育活動および学校行事等のほか、宗教を加えて教育課程を編成することができ、この場合は、宗教をもって道徳に代えることができることとなっている(規則第24条第2項)。また、宗教の時間と道徳の時間とを合わせて設けている小学校にあっては、宗教の授業時数をもって道徳の授業時数の一部に代えることができることとなっている(規則第24条の2別表第1備考第3号)。」〔引用は国立教育政策研究所の「学習指導要領データベース」(<https://www.nier.go.jp/guideline/> 2015年7月15日閲覧)のテキストによる。なお引用文中の「規則第24条」は現50条、「第24条の2」は現51条である。〕別表第1が直接には「授業時数」にかかわる当時の規則24条の2(現51条)を受けたもので、あくまで「宗教の時間と道徳の時間とを合わせて設けている小学校」について、「一部に代えることができる」としていることは明白である。中学校についても、同年の指導要領の第1章、第1、4特例(1)に実質的に同様の記述がある。

³⁰ 当然ながら、法令は「できる」としているものであり、私立学校がどのように判断するかは別の問題である。キリスト教系に限らず、広く宗教系私立学校の宗教教育の基本事項を一覧できる資料として、國學院大學日本文化研究所編『宗教教育資料集』(すずき出版、1993年)が有益である。

さてここで検討対象をひろげ、上に見たばかりの、「道徳の時間」と「宗教の時間」との関係ではなく、さらに「道徳教育全体」と「宗教教育全体」との関係を改めて考えると、前者を後者で全部代替できるという可能性は下がるように思われます。つまり、あらためて尋ねれば、キリスト教関係者の多数も認めるように、日本の学校教育で求められる道徳教育のすべてを、たとえそのすべてであってもキリスト教教育だけで対応できるとは考えられていないようだからです³¹。

さらにここで1つ付言すべきことがあります。それは、いずれも2008年に公示され、小学校では2011年、中学校では2012年から完全実施された指導要領以来、新しい明確な記述が増えていることです。記述は本年3月の指導要領の改正で一層明確になっています。それは、対象学年向けの道徳教育の内容項目のすべてを、該当する各学年の道徳の時間ですべて取り上げるべし³²という記述です。この指導要領の文字通りであれば、道徳の時間以外の学校教育活動のどこかで指導しているという事実だけでは十分でなく、各学年の道徳の時間の中で対象内容項目のすべてを、その程度はとまかく最小限「取り上げる」必要があることになります³³。発表者は

³¹ 注25の付された本文の記述、および高崎毅ほか編『キリスト教教育辞典』（日本キリスト教団出版局、1969年）の、「道徳教育」の項目（小林公一）も参照。

³² 2008年公示の小学校指導要領第3章道徳第3指導計画の作成と内容の取扱い、1（2）では、道徳の時間において「…第2〔内容〕に示す各学年段階〔＝1・2学年、3・4学年、5・6学年の3つの各学年段階〕ごとの内容項目は相当する各学年においてすべて取り上げること。…」とあり、本年3月公示のものにあっては、小学校では「道徳科の年間指導計画〔の〕…作成に当たっては、第2に示す各学年段階の内容項目について、相当する各学年において全て取り上げることとする。」とあり、この点は、2008年と2015年のいずれの中学校指導要領においても同趣旨。なお、過去の指導要領を見ると、特設道徳について定めた1958年以降、1968年（中学は1969年）、77年、89年、98年の改訂を経て、上記2008年の改訂に至るのだが、それらの中では、各学年においてすべての内容を扱うこと、という限りで記述のあるものとして、68年の小学校および89年の中学校という2つの指導要領が存在した。しかし、それらは、道徳教育全体でそうすることを指示したものか、道徳の時間の中でそうすることを指示したものなのかは明確でなかった。

³³ あまりに細部にわたる指導計画の作成の指示であるとして、そもそも公立学校に対してもこうした内容は法的拘束力を持たないという解釈の余地があるかも知れないが、注4に記したとおり、ここでは取り上げない。

こうした指導要領の記載にもかかわらず、私立にあつては、道徳教育の目標達成と私学の自主性・独自性尊重とを調和させる解釈の帰結として、かならずしも、道徳の時間に置き換わる宗教の時間、または（一部だけの代替の結果として）私立でも行われ得る道徳の時間に限定されていなくとも、宗教系私立学校の教育活動全体を通じて行われる宗教教育または道徳教育によって道徳教育の目標が達成されれば、同等性は確保され、法令の趣旨に合致するものと考えています。

（Ｂ） 代替システムの立法論

すでに見たとおり、今回の改正の際は、代替システムには手がつけられませんでした。したがって以下はあくまでも仮定の話です。仮に将来、規則が改正され代替システムが縮減または廃止された場合、違憲または違法の問題は生じないのでしょうか。例えば、道徳の時間の一部を宗教の時間で代替することまでは認めるが、すべてを代替することまでは認めないとする変更や、宗教の時間を設けることは継続して認めるが、それと並行して道徳の時間の完全実施を求めるといった変更の合憲性、合法性の問題です。この問題に対する発表者の答えは、法解釈論として、こうした改正もそれ自体ひとまず違憲・違法の問題とはならないだろうというものです。たしかに政策論として、そうした改正に発表者は疑問を持ちます。道徳教育の目標達成のための体制整備や実行を担保としつつ、私立の自主性・特性の尊重のあらわれとして代替システムを維持することが、実質的に、学校教育システム全体の多様性を維持するために必要だと考えるからです。したがって、仮に代替システムが縮減された場合、とりわけ上記の２例中、後者の形で代替システムが完全に削除された場合は、特別の配慮が必要で、道徳の内容項目の扱いなどについても重点の置き方等、特別な実施形態を認める必要があると考えます。ただし、一般的には私立の自主性や特性への適切な配慮が必要だと言えるにしても、具体的に配慮の水準がどの線を

下回った場合に、違憲あるいは違法と言えるかは難しく³⁴、個別の事例ごとに判断されることになり、紛争が具体化した場合、比例原則を活用した司法による問題処理が期待されることになると考えています。

(3) まとめに代えて

本日の発表の狙いは、道徳の教科化が特殊な領域にもたらした問題、宗教系私立学校、中でも、近代の教育史において「教育と宗教の衝突」論争³⁵の舞台となったキリスト教系学校に生じている特有の問題の紹介であり、その問題を契機とした代替システムの解釈論および立法論等の提示でした。したがって、道徳またはその教科化に関する一般的な問題には触れていません。

発表者は4年前、本日と同様、当学会の自由研究発表の場で、その際は、宗教系私立高校における強制的な宗教教育が生徒の自由を抑圧するという側面に触れました³⁶。これに対し、本日は、義務教育段階の学校であるキ

³⁴ 「倫理と宗教文化 *éthique et culture religieuse*」という、2008年にカナダのケベック州が初等中等学校に導入した必修の新科目を、独自のやり方で教えることを求めたカトリック系私立学校と、私立校にも公立校におけると同様の形で実施することを求めた州当局との間の争いに、カナダ最高裁の下した判断（2015年3月19日判決）があり、当該私立校の宗教であるカトリックの教えを教育する際にまで、公立校と同様にすることを求めるのは行き過ぎとしている。これは、日本とケベックにおける議論のレベルの違いを承知することが当然必要だが、仮に将来日本で代替システムが廃止され、すべての私立学校に道徳の時間の全面実施が求められる際には有益な検討素材となろう。なお、「倫理と宗教文化」の内容等については、すでに邦文でも「宗教を伝達する学校—ケベックのライシテと道徳・倫理・文化・スピリチュアリティ」宗教研究85巻2号（2011年）478頁～504頁をはじめとする伊達聖伸氏の有益な諸論稿が存在している。さらに、ケベックの「倫理と宗教文化」に関しては、公立学校で実施される同科目への出席免除を求めた生徒側からの訴訟で、カナダ最高裁の請求棄却判決（2011年5月18日）が出ている。

³⁵ 1891（明治24）年の内村鑑三不敬事件を契機に、はじめ井上哲次郎がキリスト教批判の議論をリードし、直ちにキリスト教界の反論、仏教界の再批判等々を招いた論争。関係文献は多数だが、ここでは『近代日本キリスト教名著選集第IV期25 教育と宗教ノ衝突／排偽哲学論』（日本図書センター、2004年）のみ引く。

³⁶ 発表要旨は中村英「私立高校に関する現行宗教教育法制の見直し」日本教育法学会年報41号（2012年）155頁～156頁。発表全文に注を付したものとして中村英「私立高校に関する現行宗教教育法制の見直し〔学会発表全文〕」東北学院大学法学政治学研究所紀要23号（2015年）87頁～100頁。

リスト教系私立小中学校を主な舞台にした問題の議論を扱いました。小中学校と高校の場合とでは、入学校決定に際して当事者の選択の余地が異なることを意識し、本日は児童・生徒やその親などの権利と学校の権利の衝突という問題には触れていません。

さらに、発表で紹介した代替システムについてはその誕生をめぐる経緯に、当時の文部省初等中等局長の役割等説明すべき点があるようです³⁷、この発表に間に合わせることができず、また、第2次大戦終結後初期のキリスト教系私立学校における宗教教育の運用等³⁸も確認ができないままでした。その意味で今回の発表に不十分なところのあることを自覚しています。

発表者は、キリスト教系学校関係者の苦悩には相応の理由があり、この苦悩の適切な解決のためには、関係者が宗教教育・道徳教育について、行うべき努力をすることは当然としつつ、他方で文部当局が義務教育段階における宗教系私立学校の存在意義を毀損するような過度の均質化に向かうことを止める必要があると考えています。

今回のささやかな発表は、教育法学の専門家である当学会会員のみなさまに、私立学校に対する相応の関心をもっていただく契機となることをも期待したものでした。

ご清聴に感謝します。

³⁷ 辻直人「『道徳』特設に対するキリスト教主義学校の対応—『キリスト教学校教育』を手がかりに—」キリスト教学校教育同盟百年史紀要2号（2004年）91頁～112頁

³⁸ なお、この時期の宗教教育が法的にどう位置づけられていたかについては、不完全なものだが、注6に記した。